

議 案 第 7 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

指定管理者に管理を行わせることができる施設を追加するため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「の各号に掲げる施設」を「に掲げるスポーツ施設及び第3条第2項に規定する有料公園施設」に改め、第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 松戸市新松戸プール
- (2) 松戸市新松戸庭球場

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。